

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
当該日が休日
となる翌日)

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成十年六月二十四日。ただし、年齢については、同年七月十二日を基準日とする。

二 登録を行う日

平成十年六月二十四日

三 縦覧に供する期間

平成十年六月二十五日及び同月二十六日

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

平成十年七月十二日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第二百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第二百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を平成十年六月二十五日と定めたので、告示する。

平成十年六月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

平成十年七月十二日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

平成十年六月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅